

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月18日

宮城県仙台第一高等学校長

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和7年7月18日から令和10年3月31日まで（更新しない）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札の日まで宮城県から物品調達等の入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - イ 場所 宮城県仙台市若林区元茶畑4番地 宮城県仙台第一高等学校
 - ロ 期間 令和7年6月25日から令和7年7月4日まで
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
 - イ 日時 物件番号 令和7年7月7日 午前10時
 - ロ 場所 宮城県仙台市若林区元茶畑4番地
宮城県仙台第一高等学校 3階 小会議室
 - ハ 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

4 入札説明書等に対する質問書及び回答

- (1) 受付期間 令和7年6月25日から令和7年6月30日まで
- (2) 提出方法 一般競争入札説明書等に関する質問書を電子メールまたはファクシミリで提出すること。
- (3) 質問書に対する回答
質問事項に対する回答は、宮城県仙台第一高等学校ホームページに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
財務規則（昭和39年宮城県規則第7条）第98条第1校項第3号の規定により免除とする。ただし、入札に参加する者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金
財務規則（昭和39年宮城県規則第7条）第113条及び第114条の規定による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す「入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他 詳細は入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒984-8561 仙台市若林区元茶畑4番地 仙台第一高等学校 事務室 近藤
電話：022-257-4501
電子メール：kondo-mi854@pref.miyagi.lg.jp

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和7年7月18日から令和10年3月31日まで（更新なし） **3年まで**

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等の入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 入札参加資格申請場所及び提出期限

2(1)の宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿への登録を希望する者は、下記提出書類に必要事項を記入の上、宮城県総務部管財課財産管理班（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話022-2211-2352）あて、**令和7年6月27日**午後5時までに提出すること。郵送による場合は、書留郵便とし必着のこと。この場合、封筒の宛名には「宮城県管財課財産管理班 行き」と必ず記入すること。

【提出書類】

- イ 自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録申請書（様式第1号）
- ロ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書
- ハ 誓約書（様式第2号）及び役員等名簿（様式第2号別紙）
- ニ 県税の納税証明書
- ホ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- へ 2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し等）
- ト 委任状（県外に本店を有する者で、その代表者から入札等の権限を委任された県内にある支店又は営業所を代表する者が申請する場合）
なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は説明等を求めることがある。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

イ 場所 5(4)に示す場所に同じ。

ロ 期間 令和7年6月25日から令和7年7月4日まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

イ 日時 令和7年7月7日 午前10時

ロ 場所 宮城県仙台市若林区元茶畑4番地
宮城県仙台第一高等学校 3階 小会議室

5 質問事項

(1) 提出方法

一般競争入札説明書等に関する質問書(様式3号)を電子メール又はファクシミリで提出するものとする。

(2) 受付期限

令和7年6月30日 午後3時まで

(3) 回答方法

(2)の期限までに受け付けた質問に対する回答については、随時、宮城県仙台第一高等学校ホームページに掲載する。

(4) 問い合わせ先

〒984-8561 宮城県仙台市若林区元茶畑4
宮城県仙台第一高等学校事務室 担当：近藤
電話番号 022-257-4501
FAX 022-257-4503
電子メール soeda-ma490@pref.miyagi.lg.jp

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式4号)に必要とする事項を記載し、4(2)に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札書を持参する場合は委任状(様式5号)を持参すること。

(4) 委任状は物件番号ごとに提出すること。

(5) 入札書には入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札金額

(1) 入札書には1(4)の期間(令和7年7月18日から令和10年3月31日まで)に対する総額の金額を記載すること。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

8 開札等

- (1) 開札は4(2)で指定する日時及び場所で行う。
(2) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
(3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。
(2) 入札書は所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
(3) 入札者は代理人に入札させるときは、物件番号ごとにその委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
(5) 入札者は次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
ホ 正当な理由がなく契約をしなかった者
ヘ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
(7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引

換え又は撤回することができない。

11 入札保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 金額以外の訂正であって、訂正箇所に訂正の押印をしていない入札
- (7) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 宮城県仙台第一高等学校が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15 契約書等の作成等

- (1) 契約書（様式6号）により行うものとする。なお、契約の際は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式8号）を提出するものとする。

- (2) 落札決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

16 契約保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び第114条の規定による。

17 貸付料の納付

各年度、宮城県仙台第一高等学校が発行する納入通知書により一括納付すること。

18 その他

貸付場所については仕様書別図のとおりであるが、現場確認の希望がある場合は、学校担当者に電話連絡の上、日程調整を行うこと。

仕様書

- 1 貸付場所及び貸付面積
別紙、「貸付場所等一覧」及び「施設図」のとおり
- 2 貸付期間
令和7年7月18日から令和10年3月31日まで（更新なし）
- 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という）の遵守事項
 - (1) デザイン等
 - イ デザイン
周辺環境に配慮したユニバーサルデザインタイプとするなど公共機関にふさわしいものとする。
 - ロ 災害対応型
別紙「貸付場所等一覧」の特記事項欄に災害対応型自動販売機とあるものは、災害対応型の自動販売機を設置し、災害発生時に自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。
 - (2) 環境対策
次のイ、ロのいずれかを満たすもの
 - イ 省エネルギー
「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
 - ロ フロン対策
ニ酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。
ただし、販売品目によって、ノンフロンガス冷媒の自動販売機の調達が困難な場合はこの限りでない。
 - (3) 安全対策
 - イ 転倒防止
「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - ロ 食品衛生
「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽

くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ハ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

イ 回収容器の設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機の側に設置する。

ロ 回収容器の規格

(イ) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(ロ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ハ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ハ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

ニ その他

同一施設内において設置者が複数ある場合は、設置者間で協議し責任を明確にした上で適切に回収、処理する。

(5) 維持管理

イ 商品の補充、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃などを行うこと。

ロ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ハ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ並びに苦情について即時対応するものとする。

4 販売商品の種類・価格

(1) 販売品目

別紙「貸付場所等一覧」のとおり

(2) 販売価格

標準販売価格とする。

ただし、別紙「貸付場所等一覧」のとおり。物件番号1については、標準販売価格から10円以上値引きした価格で販売すること。

5 貸付料

落札価格とする。

6 光熱水費等

設置者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額、または、財産管理者が行政財産使用許可基準により算定した額を貸付料とは別に徴収する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は設置事業者が負担（設置に伴う電気工事費も含む。）する。

なお、設置に当たっては県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。

(2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

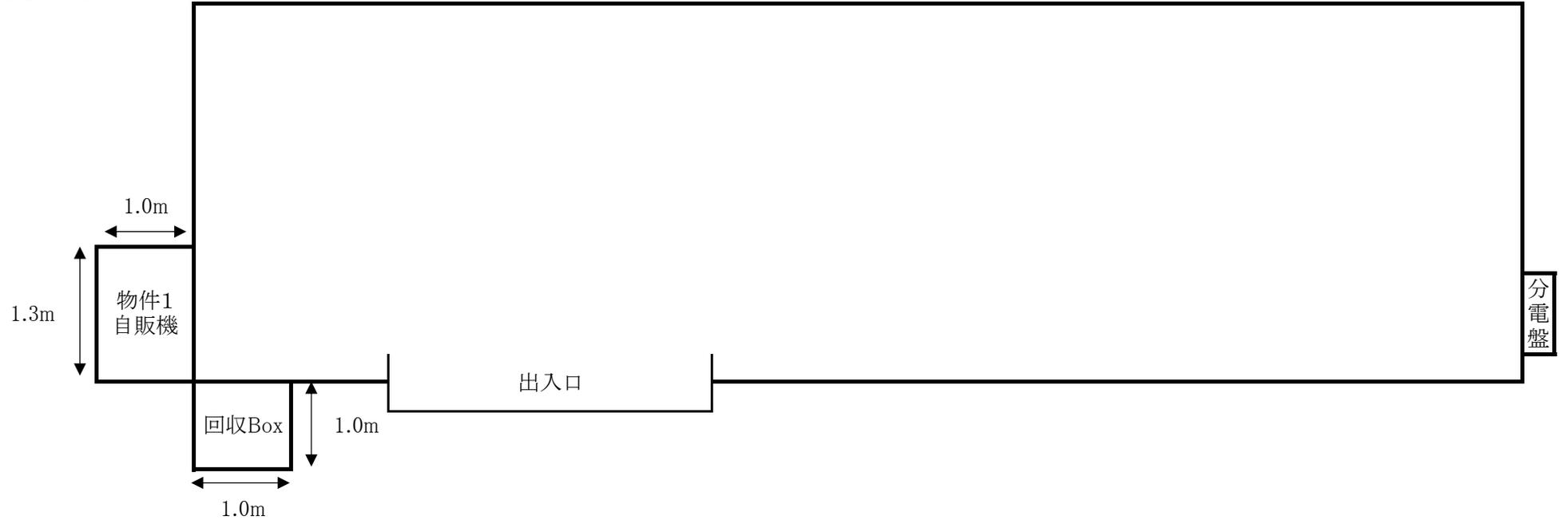
別紙 貸付場所等一覧

- ① 飲料類 御茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・ビン・ペットボトル等密閉式の容器とすること(エナジードリンク・紙パックは除く)。
- ② 飲料類・栄養補助食品 エナジードリンク、御茶、水、栄養補助食品などのペットボトル等密閉式の容器とすること。
- ③ 紙パック飲料 御茶、乳飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙パック容器とすること。
- ④ 紙カップ式飲料 御茶、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙コップの容器とすること。
- ⑤ カップ麺
- ⑥ アイスクリーム
- ⑦ パン・栄養補助食品 パン・栄養補助食品などのビニール袋等の密閉包装であること(菓子類は除く)。

物件 番号	財産名称	所在地	貸付場所	箇所図	貸付 区分	貸付面積			台数	販売 品目	特記事項
						幅	奥行	面積			
1	仙台第一高等学校第二運動場	仙台市若林区荒井字藤田東25-2	クラブハウス脇	別紙「施設図」物件1	土地	1.3m 1.0m	1.0m 1.0m	計2.3㎡	1	②	

- ※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。
- ※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

【施設図】クラブハウス





資料1 貸付場所に関する参考データ(施設の概要)一覧表

物件番号	財産名称	貸付場所	開庁時間	職員数	生徒数	自販機種別	販売価格(想定)	売上本数(想定)	その他特記事項
1	仙台第一高等学校	仙台市若林区荒井字藤田東25-2(クラブハウス前)	平日:3時間程度 土日祝:10時間程度	3人	50	清涼飲料水類	100円~160円	300本/月	土日祝日・長期休業期間中も部活動(野球部)あり

※ 当該参考データにおける売上本数等については、生徒の一日あたりの飲料水消費量から積算したものであり、あくまでも概算の数値であることを了承願います。

一般競争入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

宮城県仙台第一高等学校長 殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

(代表者印省略)

質 問 事 項

回 答 内 容

様式4号

入 札 書

物件番号	金 額 (税抜)							
	億	千	百	拾	万	千	百	拾

金額の頭に、¥を入れること。

ただし、自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付けに関する入札の入札価格として。

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

宮城県仙台第一高等学校長 殿

※ 印鑑は一般競争入札参加資格確認申請書（管財課に平成23年1～2月に提出した場合）又は一般競争入札参加業者登録申請書（管財課に平成24年3月に提出した場合）と同じものを使用すること。

代理の場合は委任状に押印した代理人の印を押印すること。

様式4号

委 任 状

私は、 (使用印鑑 印) を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 年 月 日に執行される「自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け」に関する入札の物件番号 番の入札に関する一切の権限。

令和 年 月 日

宮城県仙台第一高等学校長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

※代理人が入札書を持参する場合に必要